



# マイナンバーカードでマイポイント

第2弾

始まっています！

9月までの申請が対象

マイナンバーカード  
の新規取得



健康保険証  
としての利用登録



スマートフォン

公金受取口座  
の登録



「マイナポータル」  
アプリで可能

## マイポイントの申し込み (5年2月まで)

最大  
5,000円相当

選択した決済サービスの  
上限 20,000 円分の  
買い物またはチャージで  
25%のプレミアム付与

7,500円相当

選択した決済サービスの  
ポイントとして直接付与

7,500円相当

選択した決済サービスの  
ポイントとして直接付与

## 3つの方法・場所で申し込みできます

24時間、申込可能！



「マイナポイント」  
アプリで可能

または



パソコンとカード  
リーダーで可能

※マイナンバーカード対応の  
カードリーダーが必要です。

または



マイナポイント  
手続きスポットで可能

### 【主な手続きスポット】

- 市役所 市民課
- ドコモショップ
- au ショップ
- ソフトバンク
- セブン銀行 (ATM)
- 郵便局
- ヤマダ電機
- ローソン (マルチコピー機)

### 【予約・申し込みに必要なもの】

- ・マイナンバーカード
- ・利用者証明用パスワード (数字 4 桁)
- ・ポイント受け取りに使用するキャッシュレス決済サービスの ID とセキュリティコード

※マイナポイントの詳細は「マイナポイント事業 (総務省)」をご覧ください。ホームページ▶▶▶



問 市民部 市民課 ☎82-1112 各行政局

### マイナポイントってなに？

マイナンバーカードを使って申し込みを行い、選んだキャッシュレス決済サービスでお買い物やチャージをすると、そのサービスで、ご利用金額の 25% 分のポイントがもらえるのが「マイナポイント」のしくみです。

これに加え、健康保険証としての利用申し込みや公金受取口座の登録で 1 人当たり最大 20,000 円分のマイナポイントがもらえるお得な制度です。

市民部 市民課 からのお知らせ

☎82-1112

## 国民健康保険に加入している方へ

### ◆高齢受給者証を送付します

※ 70 歳以上 75 歳未満の方

現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は、7 月 31 日です。8 月 1 日からの新しい高齢受給者証は、7 月下旬に送付します。

医療機関などで診療を受けるときは、必ず保険証と一緒に高齢受給者証を窓口で提示してください。提示しないと、本来の自己負担割合で診療を受けられないことがあります。

### ◆限度額適用認定証の更新申請

現在お持ちの限度額適用認定証は、8 月 1 日から新しくなるため、更新の手続きが必要です。

更新を希望する場合は、次のものをお持ちのうえ、市民課、各行政局、各出張所で申請してください。

【お持ちいただくもの】

- ・保険証
- ・本人確認書類 (マイナンバーカード・運転免許証など)

### ◆国民健康保険税の納税通知書を送付します

4 年度分の納税通知書と納付書を 7 月中旬送付します。

国民健康保険は世帯主が保険税の納税義務者であるため、世帯員に加入している方がいれば世帯主宛に通知書が届きます。

## 後期高齢者医療に加入している方へ

75 歳以上の方、または一定の障がいのある 65 歳以上の方が対象です。

### ◆保険証を送付します

現在お使いの保険証 (オレンジ色) の有効期限は、7 月 31 日です。8 月 1 日からの新しい保険証 (藤色) は、7 月下旬に送付します。

4 年度は窓口負担割合の見直しがありますので、10 月 1 日から使える保険証 (ピンク色) を、9 月下旬に改めて送付します。

期限の切れた保険証は、誤使用や詐欺被害を防ぐため、市民課、各行政局、各出張所へ返却いただくかご自身で破棄してください。

※破棄する場合は、裁断して確実に破棄してください。

### ◆限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の更新申請

現在お持ちの限度額適用・標準負担額減額認定証と限度額適用認定証の有効期限は、7 月 31 日です。引き続き該当する方には、被保険者証と一緒に郵送します。

今回新たに該当する方には勧奨通知を送付しますので、次のものをお持ちのうえ、市民課、各行政局、各出張所で申請してください。

【お持ちいただくもの】

- ・保険証
- ・本人確認書類 (マイナンバーカード・運転免許証など)

### 【共通事項】◆原発事故に伴い医療費の窓口負担が免除されている方へ

現在対象となっている方 (※上位所得層の方を除く) は、引き続き保険税が減免され、医療費の窓口負担が免除されます。8 月 1 日以降も医療費の窓口負担の免除に該当する方には、7 月下旬に新しい免除証明書を送付します。

有効期限は、5 年 2 月 28 日までです。

※上位所得層：被保険者全員の前年中の総所得金額が 600 万円を超える世帯



## 期間限定！マイナンバーカードを申請した方へお米をプレゼント！



市内で作られたお米の消費拡大のため、マイナンバーカードを申請した方へお米をプレゼントします。

●申請期間 7 月～9 月 (予定数に到達次第終了)

●対象者 期間中にマイナンバーカードを申請した方 (はじめて申請する方のみ)

●配布方法 窓口申請の方：カード申請時  
オンライン申請・郵送申請の方：カード交付時

- 配布品種 市内産米 ひとめぼれ (1 人につき 1 袋 約 500 g)
- 申請 (配布) 場所 市民課、各行政局、各出張所
- その他 上記のほか、マイナンバーカードをお持ちの方に市内の加盟店で使えるデジタル商品券 (4,000 円) をプレゼントする企画を予定しています。お得で便利なマイナンバーカードをこの機会に作りましょう！

問・申 市民部 市民課 ☎82-1112